

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

1 趣旨

本要領は、山口県土木建築部が発注する工事の建設現場において、受注者及び発注者の業務効率化を目的として行う遠隔臨場の試行に必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 遠隔臨場

モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」や「立会」を行うこと

(2) モバイル端末等

現場状況等を撮影し、通信する機能を有する機器の総称
(ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット、情報共有システムによる Web カメラ等)

3 対象工事

山口県土木建築部が発注する全ての工事を対象として、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとする。

4 実施方法

(1) 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス）、実施記録の方法について、監督職員と協議するものとする。

(2) 施工計画書への記載

受注者は、遠隔臨場の計画について、施工計画書に記載し、提出する。

(3) 段階確認・立会の実施

受注者は、モバイル端末等により、監督職員に対して映像と音声の同時配信と双方向の通信を開始する。

監督職員が必要な情報を得ることができた場合に、臨場に代えることが出来るものとする。ただし、監督職員が必要な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、臨場により実施するものとする。

(4) 実施記録

受注者は、遠隔臨場が行われた証拠として、通信履歴の画面キャプチャ（写真）、通信中の監督職員の映像を含む画面キャプチャ（写真）や写真、通信中の動画のうち、いずれかの方法により実施状況を記録するものとする。

実施記録は、段階確認の場合、段階確認書に添付して監督職員に提出するものとし、立会の場合、監督職員の指示により提出するもの（監督職員の指示がない場合は提出不要）とする。

5 機器等の手配・仕様

受注者は、遠隔臨場の実施に必要なモバイル端末等の手配や通信環境等の準備を行うものとする。

また、利用するアプリケーションまたはサービス等の仕様については、発注者が保有するインターネット通信が可能なタブレット端末等で利用が可能であり、かつ、発注者の利用に際して通信費以外の費用が新たに生じないものを受注者が選定し、事前に監督職員の了解を得るものとする。

6 費用

受注者が行うモバイル端末等の手配や通信に要する費用は、別途計上しない。

ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として遠隔臨場を実施する場合には、受発注者間で設計変更の協議を行うこと。（令和2年4月24日付け令2技術管理第153号の1）

7 アンケート調査等への協力

今回の試行を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

8 その他

本要領は、遠隔臨場以外でのモバイル端末等の積極的な活用を妨げるものではない。

附則

本要領は、令和2年6月15日から施行する。